

# 中之条町環境にやさしいまちづくり条例

平成19年4月1日施行



中之条町では、美しく良好で快適な環境を将来に引き継ぐため、町制50周年に「環境にやさしいまちづくり宣言」を行いました。

- 中之条町に育った私たちは 山や川を守り 自然を大切にします
- 中之条町に暮らす私たちは ものを大切にしゴミを出さない循環型社会を創造します
- 中之条町に住む私たちは 助け合い 人に優しい環境づくりに努めます
- 中之条町に生きる私たちは 省エネルギーに努め 地球環境の保全に取り組みます

(中之条町環境にやさしいまちづくり宣言 平成17年9月16日制定)

そして、町では「中之条町環境にやさしいまちづくり条例」を定め、町民の皆様や事業者の皆様と連携を図り、自然環境や生活環境の保全、資源の有効活用、循環型社会づくり、地球温暖化防止などの取り組みを進めていきます。

中之条町

# 【環境にやさしいまちづくり条例の基本となる考え】

私たち中之条町は、象徴的な高山に代表される緑の山々や幾多の清流、四万・沢渡温泉をはじめとする温泉を有し、長い歴史の中で自然の営みとともに育まれてきた貴い文化などが多く残されています。

ここで暮らす私たちは、これからもこの恵まれた環境を守り、次の世代に引き継がなければなりません。

一人ひとりが地球環境のことを考え、何か一つ自分のできることから環境問題に取り組んでいきましょう。

いつまでも美しく住みやすい町であるために、町は住民の皆さんや事業者の皆さんとともに協力し、循環型社会の創造を含めた「環境にやさしいまちづくり」をすすめていきます。



## ～ 基本理念 ～

町民・事業者・町は、それぞれの役割分担と連携により、より良好な環境を将来の世代に伝えていくものとします。

すべての者は、環境への負荷が少なく持続的に発展が可能な、循環型社会の構築をめざして、積極的な取り組みを行うものとします。

地域の環境と地球環境が深くかかわっていることを認識し、すべての者が協力して環境保全に取り組んでいくものとします。

## ～ 施策の基本方針 ～

快適な生活環境や豊かな自然環境を守り、自然と共生できる環境にやさしいまちづくりをすすめます。

公害の未然防止、省資源省エネ並びにリサイクルの推進、及び廃棄物の適正処理や減量化により、環境にやさしい循環型社会づくりに取り組みます。

地域の歴史的・文化的資源と自然環境を有効活用し、これらが調和した快適で人にやさしい環境づくりを行います。

環境に関する情報提供、教育、学習の充実を図り、環境問題に対して自発的に取り組みをおこなうよう推進を図ります。

## ～ 廃棄物の適正処理による環境保全 ～

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、町民、事業者、町は、それぞれの責任の中で、廃棄物の発生抑制、適正な処理、再利用の促進を図り、環境の保全と美化に努めていきましょう。



【中之条町環境にやさしいまちづくり条例】では、町民・事業者・町のそれぞれの取り組みを定めています。三者の協働により、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進し将来にわたって全ての町民の健康と文化的な生活を確保することを目的としています。



### 町が取り組むこと

基本理念にのっとり、自らの事業活動において環境への負荷の低減に率先して努め、環境保全等のために必要な施策を総合的に実施するよう努めます。

町民の皆様、事業者の皆様が快適な生活が送れるよう、施策をすすめていきます。  
町民の皆様、事業者の皆様に環境に対する意識を高めていただくために、環境保全地球環境問題等についてPRしていきます。  
町民の皆様、事業者の皆様と協調して、総合的な計画を考え、環境にやさしいまちづくりをすすめていきます。



### 事業者が取り組むこと

事業活動の中で、公害の未然防止など自らの責任において環境への負荷低減と環境保全等への取り組みに努めましょう。

～例えば～

騒音・悪臭等公害の発生を防止しましょう。  
製品その他の使用及び廃棄による環境への負荷を低減させましょう。  
省エネや資源の循環利用に努めましょう。

### 町民が取り組むこと

環境に対する意識を高め、日常生活からごみの減量・省エネ・リサイクル・環境美化等に努めましょう。

～例えば～

生活の中から、省エネや、リサイクル、ごみの適正処理などに取り組みましょう。  
マイバッグを持参して買い物をしましょう。  
地域の美化や清掃など身近なところからの環境保全に取り組みましょう。





## 廃棄物の適正処理と環境美化のため 条例では次の行為を禁止しています



### 【不法投棄の禁止】

ポイ捨て、ゴミの不法投棄はいけません！

空き缶や空きビン、ペットボトル、タバコの吸い殻、ガムのかみかすなど、むやみにごみを捨てることは犯罪です、決められたルールで処分しましょう。



空き地・建物の所有者は、その土地や建物を清潔に保たなければなりません。雑草が生い茂っていたり、ゴミが散乱していたりすると、火災や不法投棄の原因になります。自分の土地は、自分で管理しましょう。

### 【ペットのフンの放置の禁止】

公共の場所や他人の所有地にふんを放置してはいけません！

ペットのフンを片づけることや、適正飼育は飼い主の最低限のマナーです。守らない方が一人でもいると、キチンとマナーを守っている飼い主の方も誤解を受けてしまいます。



### 【自動車等放置の禁止】

放置自動車等は地域の生活環境を悪化させるだけでなく、燃料タンクやエンジンに残っている燃料やオイルが発火して火災が発生するおそれもあり大変危険です。

また、1台でも放置されていれば、次々に放置自動車等が増えていく原因にもなります。自動車等には、バイクや自転車も含まれます。



### 【野焼きの禁止】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」により構築基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合を除いて、廃棄物の焼却が原則禁止されています。迷惑なごみの焼却はやめましょう！

次の場合、例外的に認められていますが、常に周囲への配慮をお願いします。

- 1 どんど焼き等の風俗習慣上又は宗教上の行事に伴うもの
- 2 キャンプファイヤーなどの学校教育や社会教育活動に伴うもの
- 3 災害の応急対策、農作物等病虫害防除、一過性の軽微なもの等、特にやむを得ないと認められるものなど



上記の行為で迷惑している場合や、不法投棄などを発見した方は下記に連絡願います。町は迷惑行為を行ったものに対し環境の保全上必要と認めるときは、指導または勧告をします。勧告に従わない場合は公表します。

また、町は公共の場所の良好な環境を著しく害していると認められる者に対して関係機関に関係法令等の積極的な運用を求めることができます。

### 【問い合わせ・連絡先】

中之条町役場 町民生活課 保健福祉グループ 生活環境チーム

(0279) 75 - 2111 【内線502：保健センター】

〒377 - 0494 中之条町大字中之条町1091

E-mail hokencenter@town.nakanojo.gunma.jp